

## 確 認 書

国立大学法人名古屋工業大学（以下、「法人」という。）と名古屋工業大学職員組合（以下、「組合」という。）は、国立大学法人名古屋工業大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第13条第2項の一部改正に伴い、下記の事項について確認した。

このことを証すため、本書2通を作成し、法人と組合はそれぞれ記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

### 記

1. 平成21年4月1日から施行する職員就業規則第13条第2項は、規則施行の日前に、第12条第1項第1号に掲げる事由により休職している者については、改正前の第13条第2項を適用する。

ただし、同項に規定する期間を経過した日以後に第12条第1項第1号に掲げる事由により休職となった場合は、改正後の第13条第2項を適用する。

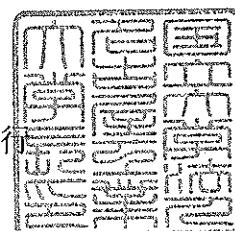
2. 法人は、休職後に復職した職員の就業環境について配慮する。

3. 法人は、職員のメンタルヘルスとフィジカルヘルスについて配慮を行い、特にメンタルに係る疾病が発生しないように努力し、防止策を制定する。

平成21年3月27日

国立大学法人名古屋工業大学長

松井 信



名古屋工業大学職員組合執行委員長 服部 博

